

総務政策委員会会議録

招 集

令和元年12月13日(金) 午後1時 議会委員会室

出席委員(9名)

(委員長) 門 脇 一 男 (副委員長) 国 頭 靖
石 橋 佳 枝 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介
尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 西 川 章 三

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 辻部長

永瀬防災安全監

[秘書広報課] 土井課長

[総務管財課] 瀬尻課長 祖田財産管理担当課長補佐

[防災安全課] 三木課長

[調査課] 塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

[職員課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事担当課長補佐 楠担当課長補佐

[財政課] 下関課長 足立課長補佐兼総括主計員 大塚主計員

[契約検査課] 石田課長

【総合政策部】 八幡部長

[総合政策課] 長谷川課長 倉本まちづくり戦略室長 遠藤まちづくり戦略室担当課長補佐
宮本まちづくり戦略室係長

[都市創造課] 若林課長 相野課長補佐 植田都市計画担当係長

【文化観光局】

[スポーツ振興課] 深田課長

【都市整備部】

[都市整備課] 福住次長兼課長

【下水道部】

[施設課] 田口次長兼課長

【水道局】

[給水課] 安村次長兼課長

出席した事務局職員

先灘局長 佐藤議事調査担当主任

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員

土光議員 戸田議員 三嶋議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者3人 一般1人

審査事件及び結果

議案第88号 米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例等の一部を

- 改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 89 号 米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 90 号 米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 91 号 米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 92 号 米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 陳情第 53 号 桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について（陳情） [不採択]

報告案件

- ・ 体育施設及び都市公園 指定管理者制度適用方針の検討について（中間報告） [総務部]
- ・ 次期総合計画策定に係る市民意見等の聴取状況について [総合政策部]
- ・ 米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準について [総合政策部]

~~~~~

## 午後 1 時 00 分 開会

**○門脇委員長** ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案5件及び陳情1件について審査いたします。

初めに、議案第88号、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第88号は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、本市の条例において設けている欠格条項の見直しを行うため改正しようとするものでございます。

指定管理者の指定を受ける法人等の指定、任用、登録におきまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう所要の整備を行おうとするものでございまして、見直しの内容といたしましては、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例、米子市消防団の設置等に関する条例につきましては、個別審査規定が既に整備されておりますので、成年被後見人に係る欠格事項を単純削除。一方、米子市下水道条例、米子市水道事業給水条例につきましては、個別審査規定が整備されておらず、また指定や登録の取り消しの要件にもなっていることから、単純削除ではなく、個別審査規定として規定したものでございます。説

明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第89号は、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和元年8月7日の人事院勧告を踏まえた国の特別職の給与改定に準じ、本市の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合について改定するとともに、社会経済情勢、本市の財政状況、他団体の状況等を考慮した特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長等の給料及び議員等報酬の額を改定しようとするものでございます。

主な内容は、令和元年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるほか、令和2年度以降の年度における期末手当の支給割合の0.05月分の引き上げや、市長、議員等、特別職の給料、報酬の額を2.2%から2.4%増とする改定を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 近年、この特別職の報酬の引き上げについては、私たちの会派は、経済状況がよくないので市民の賃金とかは上がっていない、年金は下がっているというような状況を踏まえて反対をしましてまいりました。このたび審議会が久方ぶりに開かれて、そして短い間に3度も開いていらっしゃるということで、たくさん資料も拝見しました。その中で、類似団体の中でも米子市は平均値以下の給与だということとか、この近在の都市、松江とか鳥取とか出雲に比べても一番下であるというようなところもあり、いろんな角度から検

討をされて出されたっていう、その審議会の意見はやはり尊重しなければならないかなというふうに考えました。それで、これがいつときは議員報酬、50万近くまでぐっと上げるっていうことでしたが、そうではない、本当に引き上げただけでそう大幅なものでもないっていうことで、これにはやっぱり頑張って反対し続けるっていうことにはならないというふうに思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 私たちの会派も共産さんと同じく、ずっとここ三、四年以上ですか、特別職の給与のアップというのは反対しておりましたが、先ほど共産さんも言われましたけども、10年にわたっての報酬審議会の結果に基づくとということも踏まえて、先ほど言われた50万に返すのではなくて、妥当なところのアップと、それから過去、議員定数も下げたこともありますので、妥当ではないかと思っておりますので、このたびは賛成したいと思っております。

**○門脇委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号、米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第90号は、米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和元年8月7日の人事院勧告等に準じ、本市の一般職の職員の給料表、勤勉手当の支給割合並びに住居手当額及び通勤手当額について改定するとともに、就労についてさまざまな困難や働きづらさを抱えている方の多様な能力を柔軟に活用するため、新たな正規職員として特定業務職員制度を令和2年4月から導入しようとするに伴いまして、特定業務職員の給料について定めようとするものでございます。

主な改正内容は、一般職の職員の給料月額平均0.1%の引き上げや、令和元年12月期の勤勉手当の支給割合の0.05月分の引き上げ、住居手当の支給の対象となる家賃の下限額及び住居手当の上限額の引き上げ、通勤手当の一月当たり1,000円を上限とした加算などの改定のほか、特定業務職員関係として、職員のうち特定の軽易な業務に専ら従事する職にある者を特定業務職員として定義し、特定業務職員に適用する給料表を新たに定めるとともに、一定の期間を良好な成績で勤務した特定業務職員の昇給の号給数は、標準

で2号給とするものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号、米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第91号は、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございまして、令和2年4月から新たに導入しようとしております特定業務職員制度により、現在の職員定数を改めようとするものでございます。

改正内容は、特定業務職員に係る定数について、市長の事務部局の定数を9人、教育委員会の事務部局及び教育委員会所管の学校その他の教育機関の定数を1人とするものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第92号は、米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和元年8月7日の人事院勧告に準じ、本市の特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定するとともに、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料表、昇給に係る規定について、任期の定めのない職員に準ずることとするものでございまして、これによりまして、現行では任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員について適用除外することとされている給与条例の規定のうち、昇給に係る規定について適用するものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第92号、米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時15分 休憩**

**午後1時24分 再開**

**○門脇委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

陳情第53号、桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について（陳情）を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります土光議員、岡村議員及び国頭議員に説明を求めます。

それでは、初めに、土光議員。

**○土光議員** 陳情第53号、賛同議員として賛同理由を述べます。

この陳情文を見れば明らかで、これで指摘しているとおりに、今回の桜を見る会の件、政権が言っていることは誰が見ても、国民の誰もがと言っても過言ではないと思います、政権の言っていることはうそです。ごまかしです。そして、これに関して、公文書の管理に関しても、これまでの森友、加計も含めて、公文書の扱いで改ざんするとか破棄するとか、ましてや、そもそもつぐらな、そういったやり方をしているというふうに私は思います。今の政権は、こういうことをしても国民はいつか忘れてしまうだろう、いつかほとぼりが冷めるだろうということで、何をやってもいいというふうに国民をなめ切っていると私は思います。私たちは、そういう扱いを受けていることに甘んじてはいけません。

そして、今回、賛同した理由のもう一つ、さらに私が強調したいことは、こういったやり方が今の政権だけではなくて、世間一般に、そして地方議会にもこういったやり方、こ

れでいいんだというようなやり方が蔓延してしまうことを私は危惧します。この米子市でも、議会に対する当局の姿勢、それから公文書管理に関して、そういったことを危惧せざるを得ないようなことが私はあると思っています。

具体例を3つ挙げます。1つは、地域審議会の議事録の件です。ことし2月20日、第39回の地域審議会でやりとりがありました。産廃問題で高西委員、この方は地元の自治会の役員を長くやって、よくいろんな経緯を御存じの方です。この方を含めて、この産廃問題、一般廃棄物処分場に関してどういったことがあるかというやりとりが地域審議会でなされました。この中に、高西発言の中で、例えば一般廃棄物処分場に関して、注射針があったりとか電池があったりとか、そういう発言もありました。

**○門脇委員長** 土光議員、これ、関連してますか。

**○土光議員** してます。具体例を挙げてます。

(「してない。」と声あり)

危惧しているということで、具体例を挙げてるんです。

**○門脇委員長** きちんとこれに、ちょっとなかなか理解できかねますので……。

**○土光議員** もうちょっといけば、多分関連がわかっていると思います。

そういったやりとりが地域審議会の会議録で削除、掲載されていないんです。それが言いたいことです。掲載されていないんです。そして、今の公文書公開の扱いの件では、当日の録音データ、これは会議録ができれば破棄していい、そういった取り扱いがされています。つまり、地域審議会の議論の内容、そういったこと、あったこと自身がもうないものとされるような、そういった……。

(「委員長、議事進行。」と岩崎委員)

扱いをやられているということで、それが一つの具体例です。つまり、公文書の扱いに関して、あったことがないものとなるような扱いがされているというふうに、私思えるので、私はそのことを危惧しているという、1つ目の具体例です。

それから、2つ目です。2つ目に関しては、これは議会へ当局からの資料提供に関してです。これは、8月の27日の……。

**○門脇委員長** 土光議員、ちょっと待ってください。それは、ここの議会の話ですか、今言われるのは……。

**○土光議員** これは全員協議会。

**○門脇委員長** 全員協議会。ちょっと、もう少し今回の陳情に関連することでお願ひします。

**○土光議員** だから、公文書の取り扱う云々で、ちょっと……。

**○門脇委員長** これに関連することをきちんとお願いします。

**○土光議員** 聞いていただければ、多分関連していると思っています。

**○門脇委員長** いや、先ほどからちょっと言われることは、直接関連してるとは……。

**○土光議員** 私が言いたいのは……。

**○門脇委員長** 簡潔に、簡潔によろしくお願いします。

**○土光議員** 簡潔に。だから、私が言おうとしてるのは、こういった今の桜を見る会みたいな、そういった風潮が国民にも地方議会にも蔓延してる、そういった危惧をしているという具体例を挙げているわけです。いいですか、続けて陳述して。

○門協委員長 ちょっと聞いてみないとわからないです。

(「陳情の趣旨に沿っとらんとするわ。」と声あり)

今までのところを聞くと、ちょっと今回の陳情に直接関連していることのように理解ができませんので、きちんとそこをわかりやすく説明してください。

○土光議員 だから、危惧しているという具体例を3つとって、今、1つ目、あと2つ目、3つ目を簡潔に述べたいと思うんですけど、よろしいですか。

○門協委員長 いや、危惧しているっていうのが、直接今回の陳情の案件とちょっと道がずれてますね。

○土光議員 今回の陳情は、そういった桜を見る会云々のやり方に関して、地方議会としてちゃんと、これはおかしいと声を上げてくださいという陳情ですよ。

○門協委員長 そのことに関して言ってください。

○土光議員 なぜ声を上げることが必要かということで、私の思いとしては、これを声を上げないこういったことがこれから続く可能性もあるし、もう一つは、そういったやり方が国民一般とか地方議会にも蔓延するかもしれない、そういったことを危惧するから、最終的に言うつもりですけど、だから、今回の陳情の意見書、議会として採決して意見書を出してほしいというのが、私の最終的な結論です。その理由を述べてます。いいですか。

○門協委員長 じゃあ簡潔にお願いしますよ。

○土光議員 はい。2番目、途中になります、議会への資料提出の件で、8月27日、全員協議会、これも産廃関連ですけど……。

(「何で産廃を言わなきゃいけない。」と声あり)

当局の関係自治会のヒアリングをしました。この議会で……。

○門協委員長 ちょっと待ってください。一旦着席してください。ちょっと待ってください。ちょっと整理したいと思いますので、しばらくお待ちください。

土光議員、済みません、陳情のここへ書かれてるこの趣旨にのっかって、これについてどう賛同したかを簡潔に述べていただきたいと思いますので、その趣旨でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○土光議員 その趣旨でしゃべっているつもりなので。

○門協委員長 いや、ちょっと外れてますので、そこは考えて賛同理由を述べていただきたいと思いますので、一度整理して、この陳情の趣旨にのっかって述べていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○土光議員 委員長、いいですか。

○門協委員長 土光議員。

○土光議員 ちょっと陳述の続きじゃなくて、委員長にどこまで発言していいかの確認をさせてください。繰り返しになりますけど、私があくまでも最初にこの賛同理由でこういふことを言ってるのは、国民とか地方議会が、今のこの桜を見る会等のやり方に関してきちんとおかしいと声を上げないと、今の政権のやり方、それから、そういったやり方がほかに波及する、そういった危惧を持っている、それが賛同理由なんです。

(「そこはいいです。」と声あり)

(「それ以外だ。」と尾沢委員)

(「そこはいいだ。」と中田委員)

波及する危惧といっても、単に……。

(「関係ない。」と今城委員)

漠然とした危惧ではなくて、具体的にこういったことがあるからということ、具体例を示したほうがよりわかっていたらと思うので言ってるわけです。それが陳述をしている趣旨です。

**○門脇委員長** はい、わかりました。

**○土光議員** テーマは産廃問題じゃなくて、産廃問題を議論しているわけじゃないです。例えば、1番目は……。

**○門脇委員長** いや、わかりました、わかりました。いいです。

**○土光議員** ただ、そういった意味でいいですか。

**○門脇委員長** いや、いけません。

**○土光議員** いけませんか。

**○門脇委員長** はい。じゃあ、最初述べられたように、今の陳情のこれに対してどういう理由で、この陳情を賛同しましたっていう理由だけで結構です。

(「もう言われましたから。」と尾沢委員)

(「今言われましたよね。」と今城委員)

だから、そこだけを簡潔に。

土光議員。

**○土光議員** 具体例を挙げたほうが、よりよくわかっていたらと思ったのですが、委員長の許可が出ませんので、じゃあ、具体例は省略します。一応テーマとしては、議会への資料提出のやり方とか、それから議会答弁の信憑性に関して具体例を説明したかったのですが、それは省略します。

結局、そういった意味で、これは先ほど言ったことと同じです。今回の陳情というのは、これまで桜の会とか森友とか加計問題、今の政権の国会や国民に対しての姿勢、これ以上許さないためにも、そしてこういったやり方が広く蔓延しないためにも、やはり国民一人一人が、そして今回の陳情でいけば、議会としてきちっとおかしいという意見書を出すべきだと私は思いましたので、ぜひこの陳情を採択していただいて、議会の意思として意見書を出していただきたいと思います。終わります。

**○門脇委員長** それでは、次に、岡村議員。

**○岡村議員** 賛同理由、述べさせていただきます。

毎年4月に新宿御苑で首相主催の桜を見る会というものが開催されてるわけですが、近年、参加人数も膨れ上がるとか予算も膨れ上がる、そういった状況の中で、さまざまな追及がこの間行われて、幾多の疑惑が起こっております。その一つは、桜を見る会を私物化し、後援会員を買収していたのではないかと、こういった疑惑。2つ目として、反社会的勢力や悪徳マルチ会社ジャパンライフの会長の招待があったと。3つ目として、高級ホテルで格安な料金で開催した安倍後援会の前夜祭をめぐる問題。4つとして、国会における虚偽答弁や招待者名簿をシュレッダーで廃棄する、こういったことが行われたわけですが、こういったことに対してやはり真相究明というのは求められるし、国民世論調査でも国民の圧倒的多数が説明が十分でない、こういうふうな回答をされております。そういった点で、国民にきちっとした説明責任を果たしていくことがこの件につい

ては求められるというふうに考えますので、ぜひ陳情採択をお願いしたいと思います。

**○門脇委員長** 次に、国頭議員。

**○国頭委員** この陳情について、私も18年前から11年前ぐらい、自民党の国会議員の秘書をやっていたときに、この桜を見る会の開催については秘書として携わった経験があります。ただ、その当時は、今報道にありますけど1,700万円程度のもので、1万人までという規定がしっかりと守られていたかのように思っております。ただ、近年、非常に野方図といいますか、膨れ上がってきたのが非常に問題があつてということでもあります。報道でありますように、政府が消去したと言って、バックアップデータが残っているのを公文書でないというようなことを言ったりするというのはちょっと、橋下元大阪市長いわくは、独裁国家のようだとされるように、政府としても省庁にしても、いわゆるそのガバナンス的なものが、ジャパンライフのように2014年に消費者庁から2回も行政指導があつた会社に次の年に招待状を送るようなことにも、そういったガバナンスが効いてないような状況を隠すというのはちょっといかなものかと思っております。ですので、意見書にもありますように、招待範囲の適正化と公文書管理の期間の見直し等、国民への説明責任というものは必要じゃないかと思っておりますので、賛同したいと思います。

**○門脇委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様様の御意見を求めます。

国頭委員からお願いします。

**○国頭委員** 賛同ということで。

**○門脇委員長** 意見は先ほどの賛同の意見ですか。

**○国頭委員** はい、お願いします。

**○門脇委員長** 西川委員。

**○西川委員** 一応、私も賛同ということで。モリカケみたいに改ざんを平気でやる、このたびの桜の会などは、公文書を消去なんていうあり得ん話を平気でするような感じ、そして現在に至っては、この桜の会含めて、結局は詐欺師に加担をしていると、結果ですよ、結果的には。そういうことを含めていきやあね、ここに書いてあるあれについては賛同するというふうにお願ひしたいと思います。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 桜を見る会についてはずっと報道されてますし、今、賛同議員の説明もありまして、どういうことなのかっていうことを重ねて申しませんが、でも、この安倍さんのことを大人はどげして子どもに説明するだつていう話があるんですけども、やっぱり安倍さんは道徳教育に執心されてますけど、これほど正義道徳を踏みにじつたっていうことはこれまでなかったと。歴代の首相、こんなことはやってないです。どう考えてもこれをやっぱり解明なくて、このまま見過ごしてしまつては日本の政治はえらいことになるというふうにも私も思っております。いろんな立場があつて、個々の政策についてはいろいろ考え方は違うというところはありますが、やっぱりこの問題は森友・加計問題って、

今、お友達のことだったり、安倍首相の奥さんの関与だったりするけど、この問題でいうと、やっぱり安倍さん自身がはっきりかかわってる問題っていうことでもあり、しっかり解明をして、やはりこの性質を正していかないといけないなというふうに思います。同じというか、私たちは地方ですけど、議員として議会にかかわる者として、ここはやっぱり実態解明をせよっていうことで、この陳情は上げるべきだというふうに思います。

**○門脇委員長** 今城委員。

**○今城委員** 私は不採択でお願いします。

理由は、まず、陳情の原因となるさまざま書いてある内容が、ほとんどがマスコミ等の伝聞でしかないというところで、これが本当にどれだけの証拠能力があるのかというところが、非常に私は信用できないと思っているところがあります。もう一つは、政治資金規正法の問題も述べておられますが、本当に立件できる証拠があるなら、それをもって告発すべき問題だと思いますから、意見書に入れてくださいなどという甘いことを言ってるよりも、きちんと証拠を出して告発すべきことだと思います。そして、最終的には、国会には国会の自浄作用と国会の調査権があるべきですから、それをきちっと使って調査をするべきと思っていますので、米子市から意見書を提出することについては不採択を主張します。以上です。

**○門脇委員長** 次、中田委員。

**○中田委員** 私は、これに書いてあるような内容について、国民の多くが理解ができていない、不信感を持っているという現実があると受けとめておりますので、書いてある内容自体は、私もこれを解明されるべきものだと思います。しかしながら、この陳情は、桜を見る会の実態解明を求めるということですので、これは独立した地方自治体行政の、我々議会なんですけれども、桜を見る会と直接的な利害関係はないと思っていますので、米子市議会がこの桜を見る会の実態調査ということではなくて、例えば文書管理のあり方だとか保存のあり方だとか、公開のあり方だとかということを求めるのであれば賛同できますが、桜を見る会の実態解明という陳情である限り、私は米子市議会が意見を議決して求めていくということになじまないというふうに考えますので、私は不採択です。

**○門脇委員長** 次、岩崎委員。

**○岩崎委員** 私も結論から申し上げますと、不採択、採択しないでお願いします。

理由は、ただいま今城委員、そして中田委員から言われた全く同じ内容で、私どももこれを検討しております。国においてしっかりと、もしそういう問題があるのならばきちんと究明をしていく、自浄作用を働かせていってほしい、そして監査機関もありますので、しっかりとその辺は監査してほしいというふうに思っております。以上です。

**○門脇委員長** 次に、尾沢委員。

**○尾沢委員** 私も不採択、採択しないということでお願いします。

理由は、先ほど今城さん、中田さんがおっしゃるような内容であります。

**○門脇委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 私も採択をしないということで、先ほどから採択をしない理由が出ておりますし、これは桜を見る会の実態解明を求めるといふ意見書の提出についてということなので、そういった考えがあるということもわかります。しかし、また一方では、国会、いわゆる国権の最高機関である国会において議論すべきことはもっとあるんじゃないかという御意見が私

のところたくさん参ります。要は、実態を解明していただきたいという国民の声と、また国会における審議の時間というのは、当然ですけれども限りがございます。その中でもっと議論すべき国民の幸福のために、例えば予算の審議、国家でいくと一般会計でも100兆からあるわけですね、これの審議をもっとやってもらいたいという声もかなりございます。その判断というのは、国権の最高機関である国会のほうで、実態解明すべきことに時間をとるべきなのかどうかというのは、ぜひとも国会のほうで御判断をいただきたいということで、市議会のほうからの意見書提出に関しては採択をしないことにしたいと思います。

**○門脇委員長** では、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第53号、桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について（陳情）について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、西川委員〕

**○門脇委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第53号について、採決結果の理由を御協議いたします。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、総務部から1件の報告を……。

（「委員長、ちょっと議事進行上のことで意見を。」と中田委員）

議事進行のことですね。

中田委員。

**○中田委員** 先ほど賛同人の説明がありましたけれども、賛同人がつかれてないと議案に供することができないというこのルールの中でやってるわけですけども、これはあくまでも我々が、委員会側が主体であって、委員会側が何で賛同をしたかというところを、言ってみれば確認をする機会を与えているだけの話であって、基本的には議運のところで整理されておりますよね。したがって、賛同人が賛同理由を、言ってみれば賛同理由のところを陳述する場といっても、あくまでも賛同理由をどの程度把握する必要があるかというところを、この委員会の委員が理解する範囲でやっていることなので、そこら辺は踏まえて議事進行を今後はよろしくお願いしたいと思います。

**○門脇委員長** わかりました。じゃあ、多分、委員の皆さん、それぞれ思っておられると思いますので、今後はそのようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、総務部から1件の報告を受けたいと思っております。

体育施設及び都市公園、指定管理者制度適用方針の検討について（中間報告）について、当局からの説明を求めます。

瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 本件につきましては、議会答弁に係る検討事項等処理方針に基づき、

体育施設及び都市公園の指定管理者が管理する施設数が過大であるため、その管理業務のあり方や適用方針について検討してきたことの現時点での状況を報告させていただきます。

まず、資料1 ページ目の1番のところですが、施設管理区分及び指定管理者の推移についてでございます。平成22年度以前は、屋外体育施設及び都市公園、屋内体育施設、淀江地区体育施設の3分割で管理を行わせ、平成23年度以降は、体育施設、都市公園の2分割で管理を行わせており、現在の指定管理者は、いずれも平井工業株式会社でございます。

2番目の最近の応募件数でございますが、平成22年度は体育施設が5件で、うちJVが2件、都市公園が2件で、平成27年度は体育施設が2件、都市公園が1件でした。

3番の指摘されている問題点でございますが、2点ありまして、1点目は、一体管理する施設数が過大であるため、指定管理者の新規参入が困難な状況になっております。2点目は、指定管理者による管理継続が困難になった場合の影響範囲が広く、利用者サービスの低下が懸念されるという問題点が指摘されております。

あとで説明させていただきます5、検討した方策及び6、そのメリット・デメリットの内容を検討した上で、4番の現時点での検討状況、対応方針案として2点を上げております。

1点目は、担い手の多様化を図るため、体育施設または都市公園のうち業務内容が軽易な数施設を分割して公募する、もしくは障がい者就労施設、地元自治会、地元NPO法人等に管理運営を行わせる、または除草等の特定の業務のみをこれらの法人等に業務委託する。

2点目は、指定期間中に管理業務を完遂するための体制等について提案させるよう募集要項に定め、共同企業体での管理運営などを高く評価する指定管理者候補者選定基準を設けるという2点を対応方針案としてまとめました。

2点の対応方針案につきましては、まず5番の4つの検討した方策をもとに、6、その方策のメリット・デメリットを勘案しながら検討してまいりました。その検討した方策のメリット・デメリットについて説明させていただきます。裏面でございますが、検討した方策のメリット・デメリットについては、(1)の体育施設、都市公園の管理区分が2ないし3分割するメリットは、指定管理者の倒産、撤退などの事故が生じた場合の影響範囲が狭くなること。管理区分が縮小することにより多様な法人等が新規参入し、指定管理者の選択肢が広がる可能性があること。デメリットについては、試算すると現在より約1年間で4,000万、管理経費が増加すること。管理区分を分割したからといって指定管理者の撤退等のリスクが減るわけではなく、数がふえることによりリスクもふえてくるなどが考えられ、メリットもありますが管理経費の増が大き過ぎることです。

(2)の業務遂行の保証人を立てることのメリットは、指定管理者による管理継続が困難になった場合、指定管理者にかわって管理運営させることができる。デメリットは、ほかの法人等の保証人になる法人等があるかどうかということが不明であります。保証人に管理運営を行わせるまでには議会の議決までの手順を踏まなければならない、管理の引き継ぎにタイムラグが生じて保証人を立てない場合と変わらないなどが考えられ、有効的な方策ではないと考えております。

3番の共同企業体を組むことのメリットは、JV内の一部の法人等が撤退した場合でも、

残った法人等が管理運営を継続することができる。主となる法人等を組むことにより、小規模法人等でも指定管理者への新規参入が容易になる。デメリットについては、県外法人等の参入は見込まれると思われるが、市内法人等の参入が見込まれるかどうかは不明であります。主となる法人等が撤退した場合、残った小規模の法人等では管理運営の継続が困難な可能性があるなどが考えられますが、参入機会拡大とリスク軽減の点で有効的な方策と言えると考えております。

4番目の、多様な管理主体を小規模施設の指定管理者とすることのメリットは、障がい者や高齢者の就労支援、地域力の向上等の政策目的の達成に資することができる。管理区分を分割するとしても小規模施設は数カ所にとどまると思われ、管理経費の増加は最小限に抑えられる。デメリットについては、大規模な主要施設の管理を任せることはできませんが、指定管理の撤退等が起こった場合の影響範囲はそれほど狭くならないなどが考えられ、限定的ではありますが、担い手の多様化の点で有効的な方策と言えると考えております。以上、検討した方策のメリット・デメリットなどを考慮しながら対応方針案を示させていただきました。今後の予定としましては、令和2年3月議会において、この適用方針に関する最終的な検討結果を報告し、5月閉会中の委員会において、令和2年度中に指定管理者を選定する全ての施設の適用方針を説明する予定でございます。

以上、この指定管理者制度適用方針の現時点での検討状況を報告しましたが、これはあくまで中間報告であり、この場において皆様の意見をいただき、さらに所管部局と協議を重ね、3月の委員会には最終の検討結果を報告させていただきます。以上、報告を終わります。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

中田委員。

**○中田委員** この方向で検討されるという意味はわかりました。それで、万が一のときに、要は市民の利用に支障を来すことのないようにということで、誰が、要するにどこが管理するかという面では、これで検討していただければいいと思うんですけど、それは、今言いましたように、どこが管理するのかという問題においては、リスクが分散されたりとかいろんなことにはなると思うんですけど、根本的にどういう管理基準といいますか、例を出したほうがそれこそいいかもしれませんけども、公園管理なんかのときに合理的に管理していくときに、対象物が10億だったりする場合、いつの時期にどこをどういうふうに管理してきたのかという、言ってみれば現在の指定管理者がやっているのが当然管理した実績報告があると思うんですけども、そういう管理の実績報告のようなものから、要するにノウハウがある程度推測できると思うんですね。そういった管理の内容をきちっと把握はされているんでしょうか。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** モニタリングということで管理の報告等は把握をしています。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 以前この問題が起きたときに、じゃあって言ったときに、やっぱり一番心配されたのは、誰がやっても、さっきも言いましたけど、効率的に合理的に管理をしようとする、この樹木はいつごろにやったほうがいいとか、この施設はいつごろにやったほう

がいろいろということがあると思うんですよね。そういったノウハウを発注側が、やっぱりどこがやっても、要するにどこにかわっても最低限の管理基準として、言ってみれば今まで管理してなかったところが来るという可能性もあるわけですから、そういった部分をやっぱりこっちがデータの的にストックしていかないと、じゃないとどこがやっても支障を来す可能性はあると思いますので、ただ単にどこがやるかのところだけのリスク分散を考えるだけではなくて、そういったところをやっぱり踏まえてこちら側の指定管理云々、発注する側としての市のほうの、要するに構えといいますか、そういったもののほうが私は肝心だと思っています。ぜひその辺も踏まえて今後の御検討をしていただきたい、これ要望しておきたいと思います。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 中間報告ということですので、きょういろいろまた意見もありまして、また今度の3月定例会においての方針決定、結果報告ということになると思います。本件は特に都市公園なんかにおいて、前の問題が起きたときに、まずやっぱり広範囲になり過ぎてるといような指摘が結構多かったと思います。一番多かったんじゃないかなと思います。それで、分割発注というのは十分考えられるっていうこと、当時言っておられましたよね。こういうふうな中間報告の段階で一応（1）番に上がってきてますけど、2から3の分割っていうことも考えたかどうかという方針の一つ、これのまず、2から3の根拠というか、その辺の理由みたいなものがあつたら教えてほしいのと、例えばこの（1）から（4）まであるんですけど、この有効性が三角であつたりバツであつたり丸であつたり、丸のほうで話が流れていくんだろうかという、何かそういうふうな錯覚みたいなものがあると思うんですけど、どういうふうな今現在そういう議論にはなってるのか。ちょっとその辺、済みません、お願いします。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 1番の体育施設、都市公園の管理区分を2ないし3分割するっていうのは、一応案としましては1番の中のことだけですが、体育施設を従来の屋内と屋外と淀江に分けるとい形の区分で、今これは試算をしております。都市公園の場合は米川を分かれ目にして、外浜と内浜という形でこちらのほう試算しております。今回これがそのままいくっていうことではないので、いろいろ分割の方法はまた検討していかないといけないと思っておりますので、ということになります。あと、1から4のところ、一応こういった方策案を上げさせてもらったところで、中でデメリット、メリットを考えたところにおきましては、やっぱり丸っていうのが優先的な形の方策案ではないかなというほうで、内部のほうで検討させてもらったということになります。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** ごめんなさい、こだわって申しわけないけど、分割の理由という部分をちょっと教えていただきたいんですが。今、外浜内浜って言われたんですけども、その辺はどういう議論があつたのか。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 単純にこの当時というか、この分割をしたときには試算が出しやすいという形で2ないし、体育施設のほうの3分割というのは従来の方法で屋内、屋外、淀江という形でさせてもらって試算を出させてもらい、米川というのは結局どこで分けるっ

ていうのが難しい線引きがあるので、まずは米川のほうでちょっと分けてみて、大体同じ数になるのでそれで試算させてもらったということになりました。

**○門協委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** まあ、いいです。あと、有効性で考えると、例えば1と4はあんまりなじまないんでしょうけど、1と3だったらなじむよとか、そういう複合的な考えみたいなものもあるんじゃないかなとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○門協委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 今の岩崎委員の意見を踏まえまして、こういった複合的な考えもあるということも再検討させてもらって、また次回の報告にさせていただきたいと思っております。

**○門協委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** まず、管理をしている、今、対象になっているものっていうのは、都市公園っていう部分になっているんですけども、議会でも何回かここらあたりの話が出まして、3つに分かれて管理をしていますよと言いながらも、このところで都市公園のみという形になっているのが、まずその辺の考え方みたいなのを教えていただけますか。

**○門協委員長** 福住都市整備部次長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 先ほど今城委員が公園が3つというふうに言われました。あれは前回の議会でも報告させていただいておりますけども、米子市の緑地の中に自治会が遊具を設置しているもの、それから自治会が今の社会福祉協議会から補助金をいただいて遊具を設置している案件がございまして、その遊具がある公園について3つの種類があるということで御説明をさせていただいております。指定管理者のこの都市公園という名前と、説明しております3つの遊具がある遊ぶ施設というのはちょっとまた違う扱いになりますので。今の遊園地につきましても底地が個人のところもありますし。ですので、底地が米子市で米子市が管理している公園を指定管理者で管理をするということで、今回上げさせていただいております。

**○門協委員長** 今城委員。

**○今城委員** 御説明いただいて、前の委員会的时候にもそういう話が出たのは記憶しておりますけど、でも、そのときにやっぱり議員からのさまざまな意見っていうものがあつたところは、使われる市民にとって遊具のあるなし、あるから3つに分かれているとかそういうことじゃないんじゃないのっていう角度が、非常に大きな意見だつたと思うんです。要するに、公園と名がつく市内にあるものっていうのを、底地が私のものだつたっていうものはまたちょっと立場も変わるし、考え方変えないといけないと思うんですけども、そういうところをきちんと米子市が安全を確保し、衛生やいろんなさまざまなことを考えながら管理するべきじゃないのかっていうことが、やはりこちらから議員の懸念も含めて意見としてあつたと思うんですね。そういうところがあつたというベースの上で、いやいや、しかし指定管理するんだつたらこの217の都市公園だけをやりますよっていう意見になって検討しておられるっていうのが、ちょっと私にはその辺の経緯がわからないなと思うんですけど、何か特別にあつたことなのか、要するに今の指定管理をしているところがここのので、それを今度どうしていきましようかっていう意味でここを考えられているって、

検討しておられるということだとは思いますが、これまでの議会の意見から言うと、そこだけじゃないんじゃないのっていうところを、一括して全てどうするのかっていうことを考えないといけないんじゃないのっていう定義をしていたことについては、全くここでは触れられてないのではないかなっていうふうに思うんですけど、その辺のあたりについてはいかがですか。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、委員がおっしゃったとおりでありまして、これはあくまでも指定管理という制度をどう運用をするかということの課題について検討しているところであります。一方、広い意味での公園、いろんな書き方があるんですけど、広い意味での公園をどうするのかということは、これはこれで管理のやり方として、議会のほうからもせめて窓口を一本化すべきではないかとか、できれば管理も一元化してほしいよねというような御意見もいただいております。これについてどう対応をするのかというのは、組織面も含めて、今検討はしております。ただ、おわかりいただきたいのは、今、公の施設は指定管理という手法を使って管理している公園は、ここに掲げている公園だということでありまして、その指定管理の体制をどうするのかということを今、検討させていただいている途中の状況を御報告してということで御理解ください。

**○門脇委員長** 今城委員。

**○今城委員** 最後にします。承知いたしました、別のところできちんと検討ということで、またお伺いすればと思います。

もう一つ。最終的には中田委員さんが今、おっしゃいましたけれども、例えば年間の維持管理の業務とかっていう、委託とかっていう感じになりますと、毎月毎月進捗管理をきちんとした上で、どこを発注して何をやっていてっていうことをきちんとやって、どこまでできたのかっていうことをやっていますね。指定管理にそこまでする必要があるかないかっていうことは、確かに検討の余地はあると思うんですけども、今後こういうような形で指定管理の方向を考えていくっていうことになると、自主的な管理の仕方をやってもらいますよではもう済まなくなるっていうのは、先ほど中田委員さんがおっしゃったとおりで思ってますし、そういう意味でいうと、管理の手法っていうことが、この中に同じように盛り込まれた上で検討するっていうことが必要ではないかなっていうふうに思いますので、これは意見です。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 先ほど言われたとおりに、その管理の手法についても検討させていただきますのでよろしくお願いします。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

岡田委員。

**○岡田委員** これは、ここの2ページのところに書いてありますけど、障がい者の就労施設、要は私、今回、優先調達推進法を上げさせていただきましても、そういったところを、公園の管理とか、体育館の管理だったらできますよというようなことを業界のほうからも言うておられると思いますので、ぜひとも指定管理のところ、例えばそういうところとJVを組んでいただくとか、一定のパーセンテージはそういうところに発注していただくとか、ぜひともそういう配慮をしていただきたいというふうに思います。その一点

と、あともう一点、自治会が結構管理をしておられるというか、指定管理者にはなってるんですけど、公園によっては何か自治会さんが管理をしているような形になっているところもあると思うんですけど、意外と高齢化になって自治会でやってるはずだけど、何かされてないみたいなこともあったような記憶があるんですけど、そのあたりの役割分担っていいですか、指定管理に出される時に自治会とのかかわり合い、自治会のほうでやりますよというのを、もし明確に出しておられるところがあるのであれば、そこは極端に言う指定管理から外されるとかっていうようなことも一つだろうと思うんですけど、そのあたりの精査ってのはしておられるんですか。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** その辺は具体的にちょっと調べてはないんですけど、今言われたとおりにやっぱりそういったことを精査して、管理の区分をきちっと明確化して指定管理に取り入れたいというふうに思います。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひ、そこはきちっと精査をしていただいて、やはり地域できちっと管理をしていただけたところは地域で管理をいただくということも重要じゃないかというふうに思いますし、コストの削減にもなるんだろうというふうに思いますので、ぜひそこは丁寧に。ただ、余り長いことそのままにしておかれますと、本当高齢化になって実はやってなかったみたいな声もありましたので、そこはぜひ精査していただいて、そういう計画を立てていただきたいことを要望しておきたいと思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 0 6 分 休憩**

**午後 2 時 1 2 分 再開**

**○門脇委員長** ただいまより総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から 2 件の報告を受けたいと思います。

初めに、次期総合計画策定に係る市民意見等の聴取状況について、当局からの説明を求めます。

長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** そういたしますと、ただいま策定の途中でございます次期総合計画につきまして、素案をお示しさせていただきました。いろいろ意見を募っているところでございます。本日は、その意見聴取状況につきまして報告をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、担当から報告をさせます。

**○門脇委員長** 倉本総合政策課まちづくり戦略室長。

**○倉本総合政策課まちづくり戦略室長** それでは、資料に沿って御説明を申し上げます。次期総合計画の策定に当たりましては、市民の皆様、また議会のほうからも御意見をいただきながら、またアイデア等もいただきながら計画案を現在策定しているところでございます。これまでの意見の聴取状況につきまして、本日は報告いたしたいと思っております。なお、これらの御意見を踏まえまして、計画素案を修正いたしまして、これにつきましては改めて報告したいと思っておりますので、本日は聴取状況についての報告ということでよろしくお願

いたします。

まず、これまでの聴取状況の経過でございます。まず一番最初に、1番まちづくりに関する提案・意見募集ということで、計画の素案ができる前段におきまして、今後の米子市のまちづくり全般に関する御意見をパブリックコメントのような形で市民の方から提案・意見募集をさせていただきました。この期間は6月24日から8月31日とちょっと長目に期間をとりまして、御意見を聴取いたしました。結果としましては14件の御意見をいただいたところでございます。

続きまして、米子市まちづくりビジョン市民説明会ということで、計画の素案ができたころに並行しましてビジョンの柱を中心に市長が各地域を回りまして、地域住民の方と対話型の集会を開催しまして意見をいただいたところでございます。この期間で10月24日から11月22にかけて、市内9会場で開催いたしました。会場は7つの公民館と淀江支所、あと市役所の本庁舎のほうで開催いたしまして、参加者のほうは400人弱ということでございました。

続きまして、米子市議会のほうでも御意見を聴取しておりまして、こちらにつきましてはこの常任委員会のほう4回、あとは全員協議会1回ということで、それぞれの段階で御意見を頂戴したところでございます。

最後、4番目ですが、審議会ということで総合計画の策定に当たりましては、米子市総合計画審議会と、あとは淀江地域審議会と両方の審議会のほうで審議するというようにしております。米子市総合計画審議会のほうでは4回会議を開催しまして、御意見を頂戴いたしました。淀江地域審議会はこれまで2回御意見を頂戴したところでございます。

なお、この資料のほうには書いておりませんが、11月1日から12月10日の期間で計画の素案ができたところです。その素案をもちましてパブリックコメントを実施しております。先日、ちょっと終わったばかりですので、まだ現在集計作業中でございますが、こちらについてもちょっと御報告いたします。

続きまして、2ページ目めくっていただきたいと思っております。意見の概要ということでこれまでいただいた御意見のうち主なものの概要をここでまとめております。大きくいまして9点御意見をまとめております。

まず、1つ目が地域間の人口増減格差を少なくするような人口減少地域の土地利用の規制緩和が必要であるという御意見をいただいております。また、多様な交通手段、これはちょっと例ですけども、パーク・アンド・ライド、デマンドバス、巡回バスのような公共交通手段や新たな手法、ICTを活用した手法などを検討することが必要であるという御意見を頂戴しております。次も公共交通の関係なんですけども、公共交通が不便な地域における交通対策や高齢者向け買い物支援の検討も必要であるという御意見をいただいております。

続きまして、米子駅周辺の活性化、角盤町エリアの活性化などにより誰もが歩いて楽しめるまちづくりを推進すべきであるという御意見をいただいております。

続きまして、自治会役員の後継者不足、若い世代の自治会未加入など、今後地域づくりは難しくなってしまうので、自治会の活動の衰退の対策をとる必要があるという御意見。こちらの御意見は公民館を中心に回った関係もございまして、かなり多くの意見をいただいているところでございます。

続きまして、経済の関係ですけれども、地元企業振興の具体策、あとは事業承継の記載っていうのがビジョンの素案の段階ではこれはなかったもので、こちらの記載が必要ではないかという御意見をいただきました。

続きまして、観光スポットの創出、インバウンド対策の推進、皆生温泉のまちづくりということで観光についてはその3本が重要ではないかという御意見を頂戴しております。

続きまして、災害時における避難場所の明確化等、あと災害対策の具体化、市民周知が必要であるという御意見をこちらも頂戴しております。こちら先ほど自治会のお話でもあったと思いますけど、公民館中心に回った関係でこういう御意見をかなり頂戴しているところでございます。

最後は、水源保全の記載並びに産業廃棄物最終処分場計画及び建設地の再検討が必要であるという御意見を頂戴しております。

具体的な御意見の一覧につきましては、3番、意見一覧と書いてありますけれども、別紙でお配りしております資料のとおりとなります。こちらはちょっと量が膨大でございます、本日は個別に具体の説明は割愛させていただきますけれども、それについてもごらんいただけたらと思います。

冒頭申し上げましたけども、これらの意見につきましては、現在計画の修正作業をしておるところでございますので、改めて修正案をお示ししてまた御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。ございませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 私も本会議でこれ、やりまして、いろいろ着目してるんですけど、多様な意見を吸い上げてこられたと、これまでですね、夏以降ずっと吸い上げてこられて最終的には年度末までにきちんと方針決定するという流れでございます。きょうは中間的っていう感じでの御報告だと思えますが、やっぱり意見の概要9つ出ておりますけども、この中の大きな意味でいえば地域力のさらなる向上っていうところですか、公民館の問題とか自治会加入の問題とか、それに伴う交通弱者とかですね、公共交通の問題とかにかなりの要望が集中してるというふうに思うんですね。残り、それを踏まえての修正ポイントをどうしていくかっていうことなんですけども、これをはっきりとやっぱり方針をきちんと記載すべきだと、こういう問題に対してですね。あやふやな、何かわけのわからんっていったら言葉は悪いですけども、ちょっと抽象的な表現ではなくて、こういう方針でいくっていうようなことを、やっぱり明確に示すべきなんじゃないかと僕は思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** 委員おっしゃいますように、さまざま示させていただきましたが、やはり中にはこちらが重点課題というぐあいに考えていたことにつきまして、市民の皆さん、それから市議会の皆さんからも同じような思いで、さまざまな御意見をいただいた分野が非常にたくさんございます。そういったところで私どもといたしましては、その取り組みにつきましては、やはりそこは市民の皆さんも市議会の皆さんも同じ思いということで、そこには力を入れていくということで、そこにつきましてはより前に進めていくよう

な、御意見を参考にしながら、取り組みのほうも記述も工夫をしていきたいというぐあいに考えているところでございます。

（「よろしく願います。」と岩崎委員）

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** では、次に参りたいと思います。

次に、米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準について、当局からの説明を求めます。

若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 説明させていただきます。6月25日に当委員会におきまして、米子市都市計画マスタープランについて御報告させていただきました。その際に、当面の土地利用の検討項目として郊外の民間開発の誘導を、ガイドラインをつくって行うというふうに説明させていただきました。このたび市内の関係部署、それから鳥取県などの関係機関とも調整ができて、ガイドラインが取りまとまりましたので、本日説明させていただきます。詳細な説明については、担当の植田のほうがさせていただきます。

**○門脇委員長** 植田都市創造課係長。

**○植田都市創造課係長** 私、都市創造課の植田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料のほうの確認をお願いします。3枚事前にお配りしたと思いますので、ありますでしょうか。そうしましたら、米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準の概要と書いてある1枚物と、それと、あとにつけていますイメージ図が2枚ございますけど、それを使いながら説明したいと思います。

では、1ページ目を見てください。概要の1では、地区計画について説明させていただきますと思います。地区計画は都市計画の規制に上乘せする地区計画と、市街化調整区域に規制緩和としての地区計画というものが2つございます。地区計画とはの中に丸印が3つありまして、その3つ目の規制緩和としての地区計画を説明いたします。規制緩和としての地区計画は、市街化調整区域においてコミュニティ維持や良好な都市環境の形成に寄与することを目的としております。そのため、どこでも地区計画ができるわけではございません。都市計画マスタープランに即した計画のみ実施可能になるものでございます。実際には、市街化調整区域では造成して区画のみを売ることはできません。1軒ずつ人的要因などの審査を行いまして、市街化調整区域には家が建てられません。しかしながら、今回の地区計画を用いることで造成した土地のみでも、誰でも買うことができるようになります。

次に、2番目ですね、2のガイドラインの策定の意義でございますが、地区計画は現在でも民間事業者が提案し、都市計画審査会の審査を通れば地区計画はできますが、先ほど説明したとおり、米子市都市計画マスタープランや鳥取県が作成しました区域マスタープランに即した計画でなければ実現いたしません。民間事業者は時間と労力を要するため、なかなか向かっていかないのが現状でございます。そこで、今回民間事業者に具体的な地区計画可能な範囲を示した運用基準を策定いたしました。

3番目に入ります。地区計画の目的でございますが、(1)の住居系と(2)の工業系に分けて説明させていただきます。(1)の住居系ですが、マスタープランの理念にございま

す「まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり」を実現するため、郊外である市街化調整区域にある鉄道駅周辺に地域拠点を位置づけることで、公共交通を生かした歩いて暮らせる町を目指しております。(2)の工業系ですけれども、和田浜工業団地と崎津工業団地の工業専用地域は、空き土地が少ない状況でございます。今後、境港の港湾機能が強化されればバックヤード的機能が必要になってくるためでございます。

はぐっていただきまして、概要の裏のページをごらんください。4番目、地区計画の活用類型を示しております。この中には鉄道駅周辺、逆線引き型、工業型と書いてありますけれども、隣にイメージ図を描いておりますので、それを見ながらちょっと聞いてやってください。そのイメージ図の右上の鉄道駅が市街化調整区域にある駅を示しております。この場合ですと、駅から300メートル程度が住居系の地区計画ができる範囲になっております。実際は、きっちり300メートルではなく、地形地物などで範囲を決めますので、絵に描いてあるような円ではなく成形になると思います。具体的には、図にも描いてありますが、大篠津町駅、それから和田浜駅、弓ヶ浜駅、河崎口駅がこれに当たります。弓ヶ浜駅におきましては、今後周辺で圃場整備をいたしますので、この圃場整備の区域では地区計画はできません。もちろん、圃場整備以外の土地も地権者の方の全員の同意がないと地区計画はできません。

次に、市街化区域内にある駅を説明します。イメージ図の真ん中に赤いエリアの中に黄色い円が描いてあるところの説明ですが、具体的には伯耆大山駅のことでございます。ここは、駅周辺のほとんどが市街化区域ですが、駅から500メートル程度の範囲でこの地区計画をできるようにしております。

次に、逆線引き型の説明をいたしたいと思います。イメージ図でいいますと、赤い四角の左下の黄色で塗ったところでございます。米子市の都市計画区域には、以前市街化区域でしたが国からの指示で用途地域を残したまま市街化調整区域になった、いわゆる逆線引きされた地域が東福原と中島の一部にございます。このエリアも全て地区計画の対象範囲といたしました。

最後に一番下、工業系地区計画を説明します。イメージ図の一番下でございますが、工業系地区計画の範囲は工業専用地域隣接側500メートル程度を考えております。ちょうど和田浜工業団地と崎津工業団地の間のエリアがこれに当たると思ってください。そうしますと、左に戻っていただきまして、概要の4、地区計画の活用類型の表の下に共通事項と書いてあります。その共通事項ですが、地権者の全員同意が必要であることや地区計画の区域面積の0.5ヘクタール以上であること。それから、円滑な交通を維持することや流下能力を有する水路や河川があることなどがございます。

次、5番目、地区計画ガイドラインの策定の効果を説明します。効果といたしましては、乱建ちを防ぎ、マスタープランに即した町づくりができることや民間開発の促進などが挙げられます。一番はガイドラインがあることで、地区計画可能な範囲が明確になり、協議調整が簡素化されるというところがあります。

続きまして、6番目、地区計画の効果ですが、(1)住居系は市街化調整区域のコミュニティ維持に寄与できることでございます。市街化調整区域には本来建設できないアパートを建築することで若い世代の受け皿になり、小学校児童数の維持も図れると思っております。サ高住など建築されれば高齢者も安心して地元に残ることができ、多世代が暮らせる

ことができます。土地所有者の方々も従前は農地でしか活用できなかった土地を、開発できるように、土地利用の選択肢が広がるという意見もございます。工業系地区計画は需要に即応した用地の確保に対応できるというところでございます。

続きまして、3枚目の表のイメージ図を見てやってください。表が住居系で裏が工業系のイメージ図になっております。表側の住居系のイメージ図のほうから説明させていただきたいと思います。地区計画の区域面積は0.5ヘクタール以上で、建築できるものは第1種住居地域に建築できるものを指定しております。逆線引き地域はもともと用途が指定してありましたので、第1種住居と第1種中高層っていうもので建てられるものが可能になります。接続道路に関しましても、開発道路、接続道路に関しても6メートル以上あることですか、地区計画面積の3%以上の面積で公園をつくることなどを基本にしておりますが、これらは開発許可の手引に書いてあることと同じでございます。

続きまして、裏へめくっていただきまして、工業系地区整備計画のイメージ図ですが、まず建てられるものは工業専用地域に建てられるものでございます。ですから、ここはちょっと住宅は建てられない、工業専用地域に建てられるものということになります。地区計画の区域面積は0.5ヘクタール以上です。接続道路は工業系ということもあって、9.5メートル以上、2メートルの壁面後退や建築物の高さは13メートル以内、緑地は敷地面積の3%以上などをあらわしております。これも基本的には開発許可の手引に沿って開発をしていただくということになります。私の説明は以上です。

**○門脇委員長** 相野都市創造課課長補佐。

**○相野都市創造課課長補佐** 先ほど植田のほうから説明いたしましたが、ざっとした大体の場所を今、図面をボードに張らせていただいておりますので、そちらのほうをちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず、イメージ図で大篠津町駅、こちらのところが和田浜工業団地、ここが大篠津町駅、和田浜駅が和田浜工業団地の上のところ、弓ヶ浜駅がこの区域の真ん中、このあたりですね。河崎口駅がちょうどこのあたりになります。伯耆大山駅、こちらのほうがここに伯耆大山駅がありまして、市街化区域に囲まれておりますが、その周りが市街化調整区域になります。このあたりが…（聞き取れず）…しております。あと、逆線引きですけれども、ここが前JTさんがあったところで名神団地がここにあるんですけども、東福原側中島がここも一部分が調整区域でありながら、用途地域が指定されたままになっておるところになっております。最後に工業地域、これが和田浜工業団地で、ここが崎津工業団地。ここについては500メートルですので、この間のところが全て対象のエリアになってくるというようなことで、今考えておるところでございます。説明のほうは以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** 御説明はよくわかりました。こういう方向に行かれるっていうのはいいことだろうというふうに思うんですけども、これは以前も指摘させてもらったことがあるんですけど、要は市街化調整なんだけれども、現況は市街化のようになっている地域っていうのはかなり場所としてはあると思うんです。両三柳のほうにも安倍のほうにもございますし。この扱いをこのまま市街化調整でいくのがいいのか、このたび新たに市街化調整に

おける地区計画の運用基準の概要ということで、開発がしやすくはしてもらったんですけど、現実、市街化調整のところとかが市街化になっていて、住んでいる方がそのままずっと住んでくれるならいいんですけど、そこが住む人がいなくなって次にといったときになかなか転用ができないという現況があると思うんですけど、そこに関してはこのたびは一切手を入れてないっていうか、踏み込んだ考え方は入れてないんですか。

**○門脇委員長** 若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 今後の市街化調整区域の緩和の考え方でございますが、このたびは基本的には市街化調整区域のコミュニティの維持という観点と、それから公共交通を利用したまちづくりの、そういうところから駅を中心に緩和させていただいたところがございます。これまでも建築相談課のほうと一緒にあって、一定の人的要件とか小規模集落を守るために、人的要素の件をちょっと緩くしたりとか、用途変更をちょっと緩くしたりということはしておりますので、一気に緩和するのではなくてその運用の状況を見て、人的要件とか用途変更を認めるような緩和と一緒に考えていって、現在例えば、農家住宅で建てられたものの用途変更が容易にできることによって、ほかの方が住めるようなことも、そういうことも状況を見ながら相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 先ほど言われた境線の駅、大篠津町駅ですとか和田浜駅のあたりの開発ができるようになりますよということになりますと、現在、住宅が張りついている市街化調整のところから、そちらのほうに移っていく可能性というのが出てきまして、要は新たに入ってきていただけるんらしいと思うんですけども、そうでなくて、そもそも住んでおられる方がそちらのほうに移っていかれるということになりますと、新しい市街化はできるんですけども、市街化調整で今、市街化になっているところが、要は空き家の問題が出てくる可能性が出てくると思うんですね。ですので、私は一歩踏み込んだ政策としてはいいと思うんですけど、これで終わりじゃないということだったんですけど、これだけですとデメリットの部分というのがある程度ありますので、もう少し既存の、いわゆる市街化調整なんだけれども市街化になっているところの対策というものを考えませんと、逆にこの新しい制度が新たな問題を生むことが想定されると思うので、今ちょっと指摘をさせていただきます。それを、例えば住居系じゃなくて商業系だけに絞るとかっていうようなことであれば、また別なんだろうと思うんですけど、ある程度住居系もできるということなんで、踏み込んではいただいてるんですけども、想定されるであろう、発生するであろう問題点に対しての解決策も、一緒に提示をしていただけるような流れはないのかどうかをお聞きしておきたいと思いますけど。

**○門脇委員長** 若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 委員おっしゃられるとおり、そういう可能性はあると思っておりますので、実際このたびこのガイドラインを策定して民間の動向がどうなるか、その状況にあわせて、早急に開発がどんどん進めば、そういう状況が早く起きることがあれば、同時並行で我々も建築相談課と一緒にあって、最善の策を探っていくようなことをしたいと思います。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 新しい動きをつくっていただくということは非常にいいことだというふう

に思っておりますので。ただ、メリットだけじゃなくて、やっぱりデメリットもどうしても抱えてる部分があるので、やはりそのデメリットを解消しながらメリットが大きくなるように丁寧な政策の展開を指摘させていただくというか、要望しておきたいと思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** それこそ、駅の周りの開発ということで今、説明していただいたんですけど、和田浜駅とか私のうちの最寄りの駅ですけれども、住宅地として緩和されていくっていうことの中で実際にその辺に、例えばアパートを建てるとか、高齢者住宅を建てるとかっていうような希望というか、要望というか、そういうものっていうのはあるんでしょうか。そうやってほしいというか、そういう方向に持っていきたいということでの計画で、実際にはそういう動きっていうのはないんでしょうか。

**○門脇委員長** 若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 先ほど担当のほうで御説明しましたように、基本的に市街化調整区域っていうのは自己用住宅しか建てられないということになっておりまして、このたび鳥取県さんと相談させていただいて、住居系の用途であればオーケーということで初めて賃貸が建てられるということになったものですから、この情報を表に出してませんので、今のところはまだ相談はありませんが、以前私が都市計画課にいたときにも、できればアパートが建てたいというようなことは御相談はあったことがございますので、このたびこれをオープンにすることによって、業者のほうから話が出てくればありがたいかなと思っております。それ以外のところで住宅分譲に関しては、マスタープランの説明のときに検討項目というふうに上げておりましたので、このガイドラインはいつ出るかというようなことの問い合わせに関しては、既にございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 過疎化がずっと進んでいこうと言われてる中で、そういうものを建ててどれだけの需要があるのかなというところが大変疑問点でして、先ほどの質問なんですけど、これまで建てられなかったところに自宅でないっていう用途で建てられるようになるというのは、可能性は広がるのかもしれませんが、でも、ほかのやっぱり米子市の政策と一緒に発展していかなければ、幾ら規制を緩和しても難しいことではないかなというどうしても考えます。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 私は今、石橋委員から出た意見と若干違うと思うんですけど、逆に言うと、大篠津とか和田とかこういった地区を成功させていかなければ、というか公共交通として考えたときに、こういうトランジットポイントみたいなところをつくっていかなければ今度はバス路線の再整備っていうのは難しいと思うので、むしろこういうことはぜひ成功に誘導するというか、持っていくような御努力を。ただ、緩和してオーケーみたいな話だけではなくて、いろいろ出てる医療困窮者だとか買い物困窮者だとか、そういったことを解消するためにはそういうトランジットポイントをつくっていくっていうのが、移動効率としていいと思うので、単に規制緩和という意味だけではなくて誘導的に持っていけるような御努力をぜひお願いしたい、このことは要望としておきます。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 ちょっと一つだけ確認なんです、共通事項のところ、円滑な交通を維持することができる道路と流下能力を有する水路または河川が整備されていることについて書いてあるんですけども、既存でその開発するべきところになればこの条件に合わないというふうに考えていいってことですか。それとも、この地区計画の中にそういうものをきちんと計画した上で設計してあれば、それは大丈夫って意味ですか。

○門脇委員長 植田都市創造課係長。

○植田都市創造課係長 基本的には水路とかがあふれるですとか、道路が狭いですとか、建築の要件がございまして、それも全てクリアできないと幾ら地区計画でできますよと言っても、そういった障害があればちょっとできません。そこは、一般的な開発と同じようにそういった河川があるかどうかですとか、その河川がちゃんとした流量が受けられるだけのものであるかどうかですとか、そういうことはちゃんと調べまして、許可をおろしていきたいと思っておりますので。

○門脇委員長 今城委員。

○今城委員 おっしゃることはわかりました。ただ、これからこうやって緩和をしながら、先ほど中田委員さんも言われましたけど、誘導的にきちっと開発をさせていった上で、人口増にもつながっていくし、公共交通もって、それを考えていくと今、既にありますよってところでこれがクリアできて、ここですよっていうか、もう限られてしまうってことであつたら、実は絵に描いた餅になるのではないかなって感じがちょっと気持ち的であつて。どこの道路で、どこの道で、ここなら大丈夫ですっていうふうな、そもそもそれがあつての話なのか、計画が出て、そこには道路も水路もないんでおっしゃって、いい案だけでも結局使えませんがってことになるんだつたら、これは絵に描いた餅かなという気持ちになるので。だとすると、そういうことも全部含めてこの計画案の中でできれば大丈夫っていうふうになるのだつたら、何か希望が持てるなっていう気持ちになったんですけど、特に浜のあたりで言えば完全にこれを全部クリアしているっていう河川や道路がどれだけあるのかなって感じがもちよつとなるし、現実的にはどうなのかなっていうちよつと気持ちになるんですけど、その辺はいかがでしょう、考え方というか。

○門脇委員長 植田都市創造課係長。

○植田都市創造課係長 この開発の規模自体も0.5ヘクタールというので、すごく大きいエリアでございます。ですので、これをもしても1ヘクタールですとか、本当に大きい町をつくるようなイメージでございますので、それができるように開発業者さんのほうも下流のやつを整備するとか、できるようにしていくとは思っていますので、その辺はやりながら、条件がそれぞれ違うもんで、その場その場でちょっと考えていかないと、それを一つ一つクリアして許可をおろして周りの方にも迷惑がかからないような住宅開発にしていきたいと思っております。

○門脇委員長 対象の大篠津町、和田浜、弓ヶ浜、河崎口の各駅の周辺にそのような対象なところがちゃんとあるのかってことで、ここにあるようなことが。

植田都市創造課係長。

○植田都市創造課係長 基本的にはできると思っておりますので。

○門脇委員長 はい。

国頭委員。

○国頭委員 前の委員会で私も、業者さんの言われるように開発すると乱開発になるんじゃないかというのは言ったんですけど、地域の活性化になるような規制緩和であれば私はいいのかなと思っております。ただ、二、三年前でしたっけ、幹線道路の延長のところの市街化調整区域の緩和だとかされてますけども、結局つくられたはいいですが、緩和されたはいいですが、結局使われないような緩和っていうのは、やっぱりあのときもそうでしたけども、ちょっと弱い緩和だったと思ってますので、そういう面ではしっかりと活性化になるように、また地区の乱開発にならないようにしっかりとやっていただきたいと。これは要望です。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長 それでは、ございませんので、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 4 9 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

総務政策委員長 門 脇 一 男